

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園）

1 事業概要

- <対象児童> 認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業・企業主導型保育施設に通っていない0歳6か月～満3歳未満の乳幼児（保護者の就労等の要件無し）
- <利用時間> 月10時間を上限
- <制 度> 令和8年度は給付制度として制度化
- <利 用 料> こども一人300円/時間を保護者より徴収 →銚子市は無償化（予定）

2 事業目的

こどもの育ちを応援し、子育て家庭への支援を強化するため、家庭とは異なる経験や家庭以外の人と関わる機会などを通じてこどもの成長を見守り、孤立感や不安感を抱えながら子育てしている保護者を支援する

【こどもにとっての意義】

- ・家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長することができる。
- ・同年齢のこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど、こどもの心身の成長・発達にも良い影響が期待できる。
- ・家族以外の人と関わる機会が得られるなど豊かな経験をもたらす。

【保護者にとっての意義】

- ・制度の利用を通じて、こどもの成長の過程と発達の現状を客観的に捉えることができるなど、新たな気づきや親としての成長につながる。
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることによる子育てにおける孤立感や不安感の解消や軽減が図れる。
- ・地域の様々な社会的資源につながる契機となり、様々な情報や人とのつながりが広がる。

3 配置基準

<一般型（在園児合同実施型・専用室独立実施型）>

○保育士又は研修を修了した者を、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上。ただし、①半数以上は保育士、②2人を下回ることはできない

※②の例外として、次の場合は、従事する職員1名で可

- ・保育所等の保育従事者の支援を受けられる場合は、保育士1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、専任保育士1名で可
- ・乳幼児の人数が3人以下であって、保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において実施され、かつ、当該保育所等の保育士による支援を受けられることができる場合

<余裕活用型>

○保育所の配置基準に準じた配置

4 事業費と費用負担

○令和8年度の単価が発表された。

- ・ 0歳児・・・・・・・・ 1,700 円/人・時間
- ・ 1歳～2歳児・・・・・・・・ 1,400 円/人・時間

5 スケジュール

時期	内容	備考
12月下旬	12月市議会において、認可、確認の基準の 条例可決	
1月	認可、確認の手続きに関する要綱等の整備	
2月	認可、確認の申請受付	
2月13日	第2回子ども・子育て会議開催 (認可にあたっての意見聴取)	
3月	認可、確認の決定	
4月	給付事業開始	

6 子ども・子育て支援事業計画上の見込み

	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	—	7人	6人	6人	5人
確保方策	—	7人	6人	6人	5人
		2か所	2か所	2か所	2か所

一時預かり事業との違い

●「一時預かり事業」は、育児疲れの解消や急病、入院等に伴う一時的な保育など、保護者や家庭の事情に応じてスポットで「預かる」サービス。

●「こども誰でも通園制度」は、こどもの成長の観点から、こどもの育ちを応援するというを目的に、本市では、年間を通し継続的な定期利用を基本とする。